

指定認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム「谷津居宅サービスセンター」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団保健会が設置する指定地域密着型サービスに該当するグループホーム「谷津居宅サービスセンター」(以下、「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 認知症(介護保険法第8条第16項の規定する認知症をいう。以下同じ)によって自立した日常生活が困難になった要介護者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ)に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

(運営方針)

- 第3条 当事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、妥当適当にサービスを提供する。
 - 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようにサービスを提供する。
 - 4 認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
 - 5 認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供について、理解しやすいように説明を行う。
 - 6 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
 - 7 提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。
 - 8 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。
グループホーム「谷津居宅サービスセンター」

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。

千葉県習志野市谷津2-23-11

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所を代表し、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名(常勤)

計画作成担当者は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の認知症対応型共同生活介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや関係機関との連絡・調整等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 5名以上

介護職員は、認知症対応型共同生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

また、1ユニットに対して1名以上の夜勤を配置する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 24時間

(利用定員)

第8条 事業所における入居定員は9名とする。

2 1ユニットにおける入居定員は9名とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第9条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活支援

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動の介助

イ. 養護(休養)

ウ. 通院の介助等その他必要な介護

②健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. グループ活動

エ. 行事的活動

オ. 園芸活動

カ. 趣味活動（ドライブ、買い物等含む）

キ. 地域における活動への参加

④食事支援

ア. 食事の準備、後片付け

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他の必要な食事の介助

⑤入浴支援

ア. 入浴または清拭

イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ. その他必要な介助

⑥排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

① 日常生活に関する相談・助言

② 認知症高齢者等を抱える家族への相談・助言

③ 福祉用具の利用方法の相談・助言

④ 医療系サービスの利用についての相談・助言

⑤ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き

⑥ 家族・地域との交流支援

⑦ その他必要な相談・助言

(短期利用共同生活介護)

第10条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を

提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 6 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(認知症対応型共同生活介護計画)

- 第11条 認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の確保に努める。
 - 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の認知症対応型共同生活介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
 - 4 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。
 - 5 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。なお、交付した認知症対応型共同生活介護計画は、2年間保存する。
 - 6 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
 - 7 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、常に認知症対応型共同生活介護計画の実施状況及び利用者の状態の変化等の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
 - 8 認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(認知症対応型共同生活介護の利用料)

第12条 事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領分は介護報酬の1割とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食費は、利用した食事に対して朝食 410 円、昼食 720 円、夕食 620 円を徴収する。

- (2) 家賃は 70,000 円（月額）を徴収する。月途中における入退所については、日割り計算とする。
- (3) 水光熱費は 15,430 円（月額）を徴収する。月途中における入退所については、日割り計算とする。
- (4) オムツ代は実費を徴収する。
- (5) 理美容代は 1 回につき、実費徴収する。
- (6) 介護用電動ベッド貸与は希望される方につき、200 円（日額）徴収する。
- (7) 寝具、タオルのリースは希望される方につき、100 円（日額）徴収する。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、認知症対応型共同生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
 - 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
 - 3 利用料の支払いは、預金口座振替により指定期日までに受ける。

（身体の拘束等）

- 第 1 3 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その理由をケース記録に記載する。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止等）

- 第 1 4 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（通常の事業の実施地域）

- 第 1 5 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。
通常の事業の実施区域は、習志野市とする。

(サービス提供記録の記載)

第16条 認知症対応型共同生活介護を提供した際は、その提供日数及び内容、当該認知症対応型共同生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密の保持)

第17条 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護方針」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得る。

(苦情処理)

第19条 提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。
- 4 提供した認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した認知症対応型共同生活介護に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(衛生管理)

第21条 認知症対応型共同生活介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。
- 3 感染症が発生しまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要の措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、就業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第22条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第23条 認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第24条 認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、習志野市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われている

かの確認、地域との意見交換・交流等とする。

- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第25条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護に提供に関する次に掲げる記録（以下の各号の記録を含む。）を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容
- (3) やむを得ずに利用者の身体拘束を行った場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- (4) サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合に、市町村に通知した記録
 - ・ 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - ・ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 利用者から受けた苦情に関する記録
- (6) サービスの提供に伴い発生した事故に関する記録
- (7) 運営推進会議からの報告、要望、助言等

(暴力団の排除)

第26条 習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）の基本理念に鑑み、次の各号に定める事項を遵守する。

- 2 事業者の代表者及び役員等より、習志野市暴力団排除条例第2条第2号及び第2条第3号に定める暴力団員及び暴力団員等を排除する。
- 3 国又は地方公共団体より補助を受けた事業により、暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を国又は地方公共団体より補助を受けた事業から排除するため、入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第27条 従業員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 定期的研修 随時
- 2 職員等は、その職務中に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 4 認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、

運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について利用申込者の同意を得る。

- 5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な認知症対応型共同生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の認知症対応型共同生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 6 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
- 7 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。
- 8 認知症対応型共同生活介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 9 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業員に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 10 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 11 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団保健会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

改定 平成 21 年 4 月 1 日

改定 平成 23 年 3 月 4 日

改定 平成 23 年 7 月 1 日

改定 平成 24 年 4 月 1 日

改定 平成 25 年 4 月 1 日

改定 平成 25 年 5 月 1 日

改定 平成 26 年 4 月 1 日

改定 平成 30 年 12 月 1 日

改定 令和 4 年 5 月 1 日

改定 令和 5 年 3 月 1 日